

県立高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策

「県立多賀高等学校 チェックリスト」第 8 版

茨城県立多賀高等学校
令和 4 年 11 月 15 日

以下の項目について、定期的にチェックして、学校全体で感染症予防に取り組んでいます。

1 新型コロナウイルス感染症の正しい知識と理解

- (1) 正しい感染予防策の指導
 - ・LHR等で、新型コロナウイルス感染症、感染拡大防止策について正しく理解できるように指導している。
- (2) 新型コロナウイルスの感染予防の啓発
 - ・マスクの着用、正しい手の洗い方等の啓発用ポスターを掲示してある。
 - ・保健だよりや保護者あて文書等で、学校の感染予防対策の周知を図っている。

2 学校における感染予防対策

ガイドラインをもとに、各項目で3密（密閉、密集、密接）を避ける等、適切な指導をしている。

- (1) 基本的な対策（手洗い、手指消毒、マスク着用、換気等）
- (2) 登校前（体調観察、検温等 ⇒ **Classi** に入力）
- (3) 登下校（マスクの着用、周囲との間隔を空ける、会話を控える等）
- (4) 授 業（学習活動に応じた感染症対策）
- (5) 昼 食（食事前の手洗い、会話を控える、教室以外での食事場所の設定等）
- (6) 部活動（活動内容、活動場所等の状況に応じた感染対策等）
- (7) その他（清掃活動時の換気、共用部の消毒等）

3 環境整備

- (1) 職員室、会議室等を喚起している。
- (2) エアコンの稼働時も換気している。
- (3) 洗面台へ石鹸の設置、教室等へ手指消毒液を設置している。
- (4) 大勢が良く手を触れる箇所を定期的に消毒している。（業者委託）

4 新型コロナウイルスの感染の疑いがある場合に連絡体制等（体調が悪い生徒等への対応）

- (1) 専用の休養場所が確保してある。
- (2) 連絡体制（管理職への情報集約、保護者への連絡と対応）の明確化と共有ができている。
- (3) ワクチン接種や抗原検査等受検する生徒等がいた場合、教職員、県への報告方法・内容等が明確化してある。

5 新型コロナウイルスの感染者が確認された場合の連絡体制等

- (1) 連絡体制（管理職への情報集約、保護者への連絡と対応）の明確化と共有ができている。
- (2) 感染者が確認された場合、教職員、保護者、県への報告方法・内容等が明確化している。

6 生徒の心のケア等

- (1) 健康相談、カウンセラー等の支援、家庭訪問等を行う体制が整っている。
- (2) 感染者等が差別・偏見・いじめ・誹謗中傷の対象にならないよう十分な配慮・注意をしている。

7 その他

- (1) 暑い時期は、熱中症対策も十分に注意して授業等を実施している。
- (2) 寒い時期は、暖房中であっても換気を欠かさず実施する。
- (2) 教室の窓等を開放するため、貴重品を必ず持ち歩く等、貴重品の自己管理を徹底している。